

旧RD最終処分場における産廃特措法事業完了後の取組について



工事中(平成28年5月)の旧処分場



現在(令和6年1月)の旧処分場

1 事案の概要

旧アール・ディエンジニアリング社(平成26年に破産・消滅。以下「RD社」という。)が栗東市小野地先に設置した産業廃棄物の安定型最終処分場(以下「旧処分場」という。)において、許可された品目や容量に違反して大量の廃棄物を埋め立てる不適正処分を行い、高濃度の硫化水素の発生、地下水の汚染等、周辺住民の生活環境保全上の支障およびそのおそれ(以下「支障等」という。)が発生した。

県は同社に支障等の除去を命じたが、同社は命令を履行しなかったため、平成24年に産廃特措法(※1)に基づく特定支障除去等事業実施計画(以下「実施計画」という。計画期間:平成24年度~令和4年度)を策定し、廃棄物処理法(※2)に基づく行政代執行として支障等の除去事業を実施してきた。

これまでに実施した工事およびモニタリングにより、産廃特措法事業は計画どおり令和4年度末に生活環境保全上の目標を達成し完了したが、地元自治会との協定等に基づき、引き続き周辺地域の安全・安心を確保するため、地下水水質等のモニタリングや浸透水の揚水処理、構造物の維持管理等を実施していく必要がある。

※1 産廃特措法 : 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法。令和4年度末までの時限立法。

※2 廃棄物処理法 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

【経緯】

昭和54年12月	旧処分場における産業廃棄物の最終処分業を許可
平成10年5月	旧処分場における産業廃棄物の最終処分業の廃止
平成11年10月	旧処分場内(排水管)で硫化水素(50ppm)を検出
平成12年7月	旧処分場内(地下2mの地点)で硫化水素(22,000ppm)を検出
平成18年2月	支障等の除去に係る措置命令を発出
平成18年6月	RD社の破産手続開始(平成26年3月に法人格消滅)
平成22年1月	緊急対策に着手(平成22年8月に完了)
平成24年6月	産廃特措法に基づき、環境大臣の同意を得て実施計画を策定
平成24年8月	一次対策に着手(平成25年3月に完了)
平成24年10月	地元自治会と二次対策工事に係る協定を締結
平成25年5月	第1回連絡協議会(※)を開催(令和6年2月までに48回開催)
平成25年12月	二次対策に着手(令和3年2月に工事完了)
令和5年3月	実施計画に定める目標の達成、産廃特措法事業完了 県議会、県環境審議会に報告
令和5年6月	環境省に産廃特措法事業の完了報告書を提出

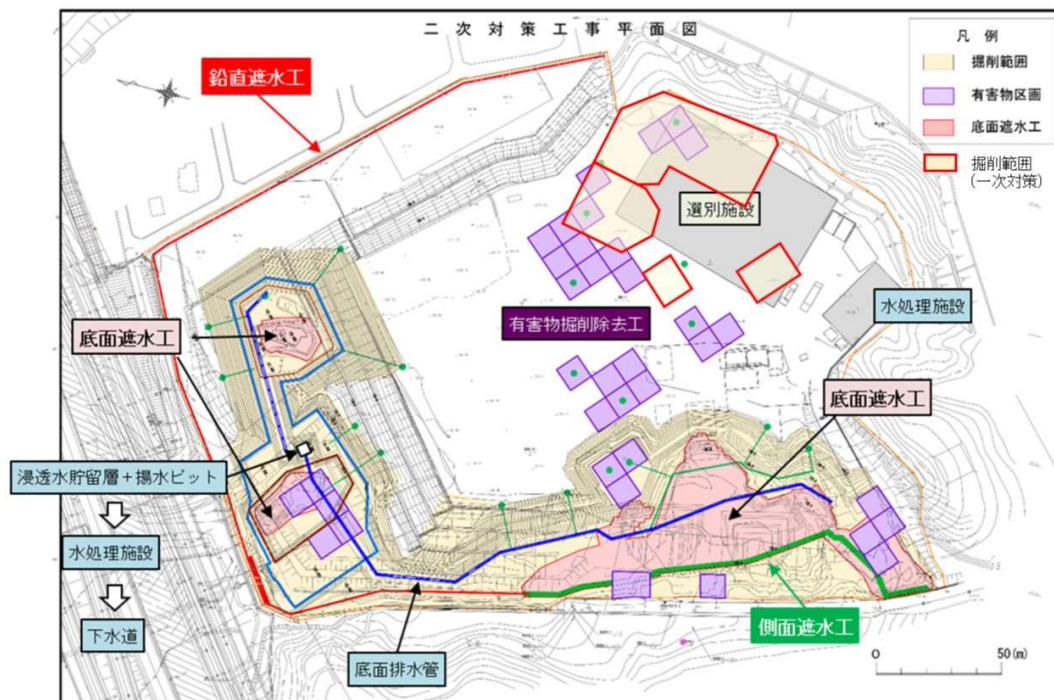
※ 連絡協議会:旧RD最終処分場問題連絡協議会(周辺6自治会、県、栗東市で構成。年4回程度開催)

2 産廃特措法事業の完了について

産廃特措法事業（一次対策および二次対策）については、実施計画に基づく支障等の除去工事を令和3年2月に終了し、その後2年間のモニタリングを経て、令和4年度末に生活環境保全上の目標を達成し計画どおり完了した。

(1) 事業概要

- ① 有害物等（原因廃棄物等）の掘削除去および搬出処分
- ② 周辺地下水の汚染防止（廃棄物土層と地下水帯水層が接している箇所の遮水工事）
- ③ 廃棄物の飛散流出防止（法面整形および覆土）
- ④ 浸透水の揚水・浄化、モニタリング



(2) 事業費用

本事案に係る一連の対策事業費は、平成21年度から平成22年度に県単独で実施した緊急対策事業（老朽化した焼却炉の撤去等）を含め約85億円であり、うち産廃特措法事業の費用は、約78.7億円（9割の起債が認められ、その元利償還金の5割を特別交付税として措置）である。

《産廃特措法事業に要した費用》

- | | | |
|-------------------|------|---------|
| ・一次対策（平成24年度） | 事業費 | 約2.4億円 |
| ・二次対策（平成25～令和4年度） | 事業費 | 約76.3億円 |
| | 総事業費 | 約78.7億円 |

(3) 実施計画に定める目標の達成

実施計画に定める生活環境保全上の下記の3つの目標は、令和4年度末に全て達成した。

- ① 旧処分場から廃棄物が飛散流出するおそれがないこと

- ② 旧処分場に起因する下流地下水汚染原因となるおそれのある物質によって下流地下水が環境基準を超過しないこと
- ③ 旧処分場に起因する臭気が、悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例の基準を超過するおそれのないこと

目標の達成については、有識者（アドバイザー）の同意を得て周辺住民に連絡協議会で説明（R5.2）。また、県議会（R5.3）および県環境審議会（R5.3）、環境省（R5.6）にも報告した。

3 今後の取組

令和7年度末を目途に地元自治会との協定に基づき対策工事の有効性の確認を行うとともに、最終的な目標である旧処分場の遮水構造物の内部に残る廃棄物土の安定化を進めるため、モニタリングや浸透水の揚水処理等を継続し、行政代執行費用の求償やアーカイブの作成、跡地利用の検討等を進める。安定化については、少なくとも10年程度を要すると見込まれるが、モニタリングや維持管理については、段階的な縮小を常に検討しながら進めていく。

【取組内容の概要】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
対策工事	→						
対策工の有効性確認						→	
安定化に向けたプロセスの評価				→	→	→	→
場内浸透水の揚水浄化	→	→	→	→	→	→	→
構造物の維持管理		→	→	→	→	→	→
連絡協議会、地元対応	→	→	→	→	→	→	→
跡地利用の検討・対策		→	→	→	→	→	→
アーカイブの作成		→	→	→	→	→	
代執行費用の求償等	→	→	→	→	→	→	→
経費（※） （下段は国の財政支援対象額）	約3.90億円 （約3.84億円）	約0.74億円 （約0.53億円）	約0.88億円 （約0.56億円）	約1.05億円 （0.57億円）	約1.07億円 （0.57億円）	約1.07億円 （0.57億円）	
※ 令和2年度から令和4年度は決算額、令和5年度は当初予算、令和6年度以降は令和6年度予算要求ベース							
産廃特措法に基づく支障等の除去事業(R4年度完了)							
住民との協定に基づく対策工の有効性の確認(R7年度末目途)							
旧処分場の安定化の確認(最終目標)							

【国の財政支援の概要】

令和5年度から5年間は、モニタリングおよび水処理の費用について次のとおり国から支援される見込み。

国補助金 (4/12)	特別交付税 (3/12)	本県負担 (5/12：約41.6%)
-------------	--------------	--------------------

(1) 対策工事の有効性の確認に向けたモニタリング(～令和7年度末)

二次対策工事の着手前（H24.10）に地元自治会と締結した協定により、工事完了5年後の令和7年度末を目途に対策工事の有効性（産廃特措法の実施計画に定める生活環境保全上の目標を達成した状態が継続すること）を確認し、有効でないと判断されたときは必要な追加対策を検討し実施する。



《調査概要》

①地下水調査

・頻度 年4回

・評価地点 7地点 (図●印)

※ この他に、9地点 (図○印) で、周辺環境への影響および対策効果を把握するため調査を実施

・主な分析項目数 24項目 (ひ素、ほう素、鉛等)

②敷地境界ガス調査

・頻度 年4回

・評価地点 4地点 (図◎印)

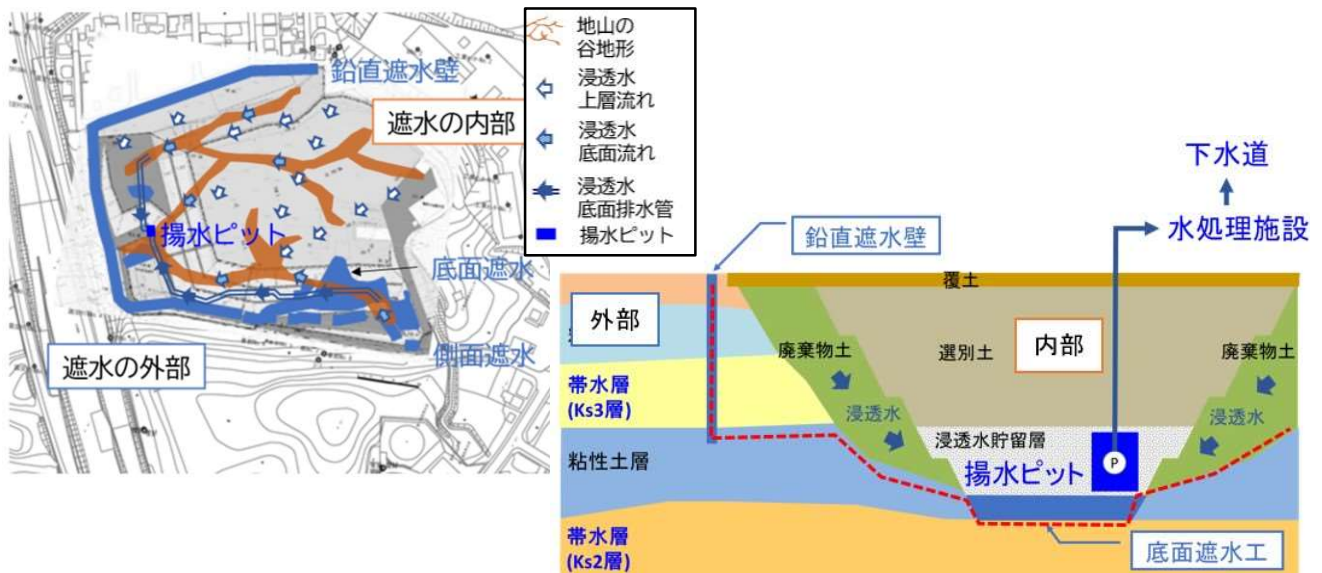
【地元自治会との協定<一部抜粋>】

7 連絡協議会は、二次対策工事完了後5年を目途に、対策工の有効性を確認するものとする。その結果、有効でないと判断されたときは、甲（滋賀県）は調査を行った上で、一次対策工事または二次対策工事において掘削しなかった部分の掘削を含めて必要な追加対策を検討し、実施する。

(2) 旧処分場の安定化とそのプロセスの確認 (令和5年度～ 対策後少なくとも10年程度後)

対策工事完了後も旧処分場の遮水構造物の内部に土壌環境基準以下の廃棄物土は残ることから、雨水等による洗い出しや微生物による廃棄物土に含まれる有機物の分解等を進め、旧処分場の安定化を進める。なお、旧処分場の安定化への取組みについては、4つの指標（浸透水質、発生ガス、内部温度および地表面の変化）を用いて確認していく。

【対策工事で掘削箇所に取り入れた管理型最終処分場の構造と維持管理のシステム】



【旧処分場の安定化のプロセスの確認に向けた各指標の測定地点】

《測定地点》

- ①浸透水質：1 地点（浸透水揚水ピット）
- ②発生ガス：7 地点（●観測井戸）
- ③内部温度：7 地点（●観測井戸）
4 地点（○通気管）
- ④地表面の変化：15 地点（測量）

《発生ガス・内部温度の測定地点》



【地元自治会との協定＜一部抜粋＞】

5 甲（滋賀県）は、旧RD最終処分場のモニタリングについて、浸透水水質については安定型処分場廃止基準を、地下水の水質については地下水環境基準を、それぞれ安定して下回っていることが確認できるまでの間、継続して実施する。

(3) 水処理施設の運転、構造物の維持管理

場内浸透水の水質の状況を注視しつつ、水処理（場内浸透水の揚水浄化）を継続する。

また、対策の効果を今後も持続させるため、定期的に点検を行って遮水工や覆土等の機能を監視するとともに、維持管理を継続して実施する。

(4) 行政代執行費用の求償

行政代執行については産廃特措法事業の完了（生活環境保全上の支障等が除去され、もって、措置命令の目的を達成してRD社等に命じた措置が完了したこと）をもって終了。

一連の行政代執行に要した費用については、RD社、同社元代表取締役および同社元役員2名に対し、総額8,341,583,057円の納付命令を発出し、差押え等により令和6年1月末までに50,645,695円を回収した。引き続き粘り強く財産調査や納付指導を行い、収納の促進に努める。

(5) 再発防止策の実施、アーカイブの作成

RD問題については、学識経験者による行政対応検証委員会の報告書において、住民の苦情等への対応や指導監督権限の行使等について、県の組織としての対応が不十分であったと指摘された。

こうした指摘を受けて、産業廃棄物処理施設への監視指導や不法投棄等への対策を強化し、同様の事案の再発防止に努めるとともに、本事案から得た教訓を後世に生かしていくため、令和7年度末の完成を目途に次の構成により住民等の意見を聴きながらアーカイブの作成を進めている。

構成	内容
総括編	RD問題の経過や教訓について取りまとめる。
対策編	旧処分場内の廃棄物および対策工事について取りまとめる。

(6) 跡地利用の検討

旧処分場跡地（平成 26 年度県有地化）の利用に向け、令和 3 年度に周辺自治会、県、栗東市で構成する旧 RD 最終処分場跡地利用協議会を設置して、跡地利用の課題の整理や先行事例等の情報共有を行っているところである。今後、令和 7 年度末に対策工事の有効性を確認し、安全性を確保したうえで、住民や栗東市等の意見を聞き、一定の時期に県として跡地利用案を提示する予定。

なお、最終処分場の跡地については、法令や構造上の観点から一定の制限がかかるため、一般的には、多目的広場や運動施設、太陽光発電所などに利用されるケースが多い。

【跡地利用に向けた取組（イメージ）】

